

奈良県告示第四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により、土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成三十年四月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 土地区画整理事業の名称

明日香村阪合土地区画整理事業

二 施行者の名称

株式会社URリンクージ

三 施行地区

高市郡明日香村大字檜前の一部

四 事業施行期間

平成二十九年四月二十五日から平成三十年四月三十日まで

五 施行認可の年月日

平成二十九年四月二十五日

六 終了認可の年月日

平成三十年四月二十日